

Client Alert

October 2014

景品表示法上の表示規制に対する課徴金導入によって高まる不当表示の法的リスク

はじめに

2014年10月24日、政府は、不当表示をした事業者に、課徴金を課す制度を盛り込んだ不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」又は「法」という¹。）の改正案を閣議決定した。また、同日、消費者庁は、景品表示法改正案を国会に提出するとともに、景品表示法における課徴金制度導入に関するパブリックコメントの結果を公表し、導入を予定している課徴金制度についての考え方を一部明確化した。以下では、徐々に明らかになりつつある課徴金制度の概要に触れつつ、同制度が導入されることによる法的リスクの高まりと、事業者に求められる不当表示対策の重要性について解説する。

現行の不当表示規制と新制度導入に向けた動き

景品表示法は、不当表示を規制する表示規制と過大な景品の提供を規制する景品規制とに大別される。このうち表示規制に違反した場合の法的措置としては、現行法上、不当表示の解消や再発防止等に必要な措置を命じる措置命令の発令がその中核として位置づけられており、不当表示を行った事業者に対して、金銭的措置を賦課する制度は存在しない。

景品表示法上の表示規制に課徴金制度を導入しようとする動きは2008年頃にもあったが、改正法案が審議されないまま廃案となり、それ以降も検討は続けられたものの、今日まで実現に至っていない。こうした状況の中、2013年半ばに相次いで発覚した食品偽装事件が社会問題として注目されたことなどを契機として、改めて景品表示法上の表示規制への課徴金の導入の必要性が認識され、政府も同制度の導入に向け検討を行ってきた²。

日本法上の表示規制としては、薬事法、健康増進法、JAS法、食品衛生法、食品表示法等、表示の種別に応じた規制が存在するが、景品表示法の表示規制は業種横断的に適用されるため、今般の景品表示法への課徴金の導入は、業種を問わず、全ての事業者にとって、留意すべき法改正であるといえる。

導入予定の課徴金制度の概要

今般消費者庁が明らかにした課徴金制度の概要は以下のとおりである。

¹ 本稿において引用する景品表示法の条文番号は、現行法に準拠している。

² 安倍晋三内閣総理大臣による諮問に対する答申として、2014年6月10日、「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」が、報告書「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」を公表している。

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2014/20140610_toshin.pdf

課徴金の適用対象行為

消費者庁が公表した改正法案によると、想定される課徴金制度の適用対象は、以下の不当表示類型とされている。

- 優良誤認表示（法4条1項1号）
商品または役務の内容についての不当表示有利誤認表示（法4条1項2号）
- 有利誤認表示（法4条1項2号）
商品または役務の取引条件（端的には価格）についての不当表示

景品表示法上の不当表示の類型としては、以上の2つのほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するものを規制するいわゆる指定告示の類型（法4条1項3号）があるが、こちらについては課徴金制度の対象とされていない。

他方、優良誤認表示に関しては、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出するように求め、十分な資料を示すことができなかった場合に、優良誤認とみなす、いわゆる不実証広告（法4条2項）の制度が定められているが、今般導入される課徴金制度との関係でも、不実証広告制度が適用になることが明らかにされている。すなわち、資料の提出を求める文書の交付を受けた事業者は、当該文書交付から原則として15日の間に、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す十分な資料を示すことができなければ、当該表示が不当表示と推定され³、課徴金の賦課を受け得るということになる。

課徴金額

課徴金額については、違反行為期間における対象商品等の売上額に3%の算定率を乗じた金額とされている（対象期間は3年間が上限）。パブリックコメントによれば、「対象商品等の売上額」の具体的算定方法については、ガイドラインを公表するなどして、より明確化する方針が表明されている。

課徴金の軽減措置

今般導入が予定されている課徴金制度のポイントとして、違反行為の態様や事後的な対応に応じた、一定の軽減措置が盛り込まれている点が挙げられる。具体的な軽減措置としては、以下の3点が予定されている。

- ① 被害者に対する自主返金が行われた場合、一定の要件の下、課徴金が免除又は減額される

³ 現行の不実証広告規制との関係では、先例上、法定期間経過後に、不服申立手続の中で当該表示の合理的根拠を示すことで、違反の認定を覆すことはできないものと解されている（東京高判平成22年11月26日審決集57巻第二分冊181頁）。これに対し、今般の改正によって、課徴金納付命令との関係で導入されることが予定されている不実証広告規制は、改正法案の文言上「みなす」ではなく「推定する」とされており、不服申立手続の中で合理的根拠資料を提出して、課徴金賦課処分を争う余地があるものと想定される。

- ② 相当の注意を怠った者でない場合、課徴金が免除される
- ③ 違反行為の自主申告が行われた場合、一定の要件の下、課徴金が50%減額される

①の返金制度は、課徴金制度の運用を通じて、不当表示の被害者の救済を図る趣旨に基づき設計された。もっとも、不当表示に係る商品を購入した被害者を特定することが必ずしも容易でない場合も想定されるため、当初の制度案では、被害者への自主返金額が想定される課徴金額に満たない場合には、不足分を独立行政法人国民生活センターに寄付することで、課徴金の免除が認められるといった制度設計が提案されていた。しかし、この点については、当初から行政の中立性に悖るとの批判も根強く、パブリックコメントの段階でも否定的意見が寄せられたため、消費者庁は寄付の仕組みを撤回し、自主返金の合計額が課徴金額未満の場合には、当該自主返金相当額を課徴金から減額するという制度に変更されることになった。本制度により課徴金の減免を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要になる。

②については、当初の制度案では、注意義務を尽くしたことの立証責任を違反事業者側に負担させる制度が提案されていた。しかし、パブリックコメントにおいて、事業者に過大な負担を課すものとして否定的意見が寄せられた結果、消費者庁は、方針を転換し、不利益処分を行う行政側が立証責任を負担する制度に変更する⁴旨述べている。パブリックコメントの結果によれば、今後、注意義務の具体的内容を明らかにするガイドラインの策定が想定されている。

③については、パブリックコメントにおいて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法（以下「独占禁止法」という。）上の課徴金減免制度のように、違反申告者に対し、課徴金の免除を認めるような制度の導入を求める意見が寄せられた。しかし、消費者庁は、不当表示は独占禁止法上の不当な取引制限とは異なり、単独で実施することのできる違反行為であって、申告による課徴金免除を認めてしまえば、不当表示を行い、一定の利益を確保した後に、違反申告によって課徴金を免れるといった明らかに不当な制度の悪用を許すことになりかねないと指摘し、課徴金免除の制度の導入を否定した。また、改正法案では違反行為に係る調査の開始前に自主申告をすることが求められている。

事業者求められる対応

以上のような現在想定されている課徴金制度を踏まえ、表示に関わる全ての事業者が実践すべき対応策として、以下の各点が挙げられる⁵。

1. 不当表示を未然に防止するため、表示と商品又は役務の内容とに齟齬が生じないような社内の規則や組織体制の確立（例えば、特に商品やサービスの規格が変更された場合等には、当該情報が直ちに、実際に表示を行う営業又は広報部門に伝達され、表示を実態に即して変更できるような連絡体制を確立する）

⁴すなわち、行政側が、当該事業者が相当の注意義務を怠ったことの立証責任を負うことになる。

⁵2014年6月6日に成立し、同年12月1日に施行日を迎える改正景品表示法によって新たに導入された表示管理体制の整備義務（改正法7条）との関係で、消費者庁は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（案）」を公表しており、近くパブリックコメントの結果を公表する予定である。当該指針も、不当表示を未然に防止し、課徴金による法的制裁を回避するために、事業者がとるべき対応を図る上で参考にすべきものと想定される。

本クライアントアラートに関する
お問い合わせ先

阿部 信一郎
パートナー
03 6271 9440
shinichiro.abe@bakermckenzie.com

阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
iunya.ae@bakermckenzie.com

長橋 宏明
アソシエイト
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
Tel + 81 3 6271 9900
Fax + 81 3 5549 7736
www.bakermckenzie.co.jp

2. 万一不当表示が発覚した場合には、迅速に情報を収集し、弁護士の間との適切な法的評価を行った上で、必要に応じて消費者庁等規制当局に対する違反の自主申告を行えるような体制の整備
3. 不当表示の法的リスクの高まりを正しく認識し、こうした認識を社内でも共有するための積極的な周知・啓発活動（例えば、外部専門家による定期的な講習等）

今後の見通し

2014年10月24日に閣議決定された景品表示法の改正案は、今臨時国会に提出され、会期中に成立すれば、公布日から1年6月以内（2016年）に施行されることになる。

以上